

地方公務員における臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定を
求める意見書

地方公務員における臨時・非常勤職員は、総務省の調査によると、2017年4月1日現在、約64万人で、2013年と比べ約4万4千人増加しており、また、教育、子育て等様々な分野で活用されていることから、地方行政の重要な担い手となっている。

一方、給与や休暇等の勤務条件については、臨時・非常勤職員は正規職員と同様の働き方であっても、正規職員との待遇差が大きい。

こうした中、2017年5月11日、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が成立し、2020年度から、新たな一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」が法的に位置付けられるとともに、給与については、職務給の原則等に基づき適切に定めるべきものであるとされている。

よって、政府においては、地方自治体が、臨時・非常勤職員の処遇改善、雇用安定と共に、行政サービスの質を確保するため、地方公務員法及び地方自治法の改正に確実に対応できるよう、必要な財政上の措置を講ずることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成31年（2019年）3月6日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）自由民主党、民主市民連合、公明党及び日本共産党所属議員全員

並びに無所属坂本きょう子議員、市民ネットワーク北海道石川佐和子議員及び札幌党中山真一議員